

宇治久世医師会理事

機能強化型在宅療養支援診療所 医療法人社団正裕会

まつだ在宅クリニック 院長 松田かがみ

・抗体カクテル療法の在宅使用の一日でも早い導入 をお願い申し上げます

平素は、国民の社会福祉、公衆衛生の向上にご尽力賜り心より感謝申し上げます。この度在宅医療を担う立場としまして、日本国民を一人でも多く‘COVID19 死’から回避いたしく誠に僭越ながらご要望申し上げます。実際に命がけで日々COVID19 と戦っております現場の悲惨な現状をお伝え申し上げます。

私は、機能強化型在宅療養支援診療所として24時間365日対応の訪問診療を始めて11年になります。COVID19の自宅待機患者様の訪問も開始しております。

在宅では以下のような事例ばかりです。

- ① 50歳男性 高血圧・肥満のリスクあり、発症3日目にして中等症1の状態、入院先見からず自宅待機中。訪問診療開始、同日在宅酸素導入・ステロイド治療開始するも悪化、4日目入院先見つからず5日目入院となり、入院後すぐに人工呼吸器治療開始。現在ご入院中。
ご本人は重度の呼吸苦の中、“助けてほしい、治療してほしい、オレ死ぬの？” “なんでもしてくれないの？”と訴えられていました。
- ② 43歳男性 気管支喘息あり、発症2日で訪問診療依頼あり。外来でCT撮影施行し両肺に肺炎像あるも入院できず帰宅。高熱・呼吸苦続き在宅酸素導入・ステロイド治療開始するも改善無く8日目に入院。
自宅待機中、家族内感染発生。ご家族の訪問開始。
- ③ 35歳男性 30歳妻と3歳の双子のお子様含め家族全員陽性。男性は中等症1で在宅酸素療法開始。子育てもあり入院は不可能。
“自宅を選ぶことで命を落とす可能性もあるが、軽症とはいえ妻を残して入院できない。自宅で出来る治療をすべてしてほしい”と懇願。

3週間経過するが、現在も治療中。

自宅療養患者激増の中、自宅で出来る治療の選択肢を増やすことが急務です。

‘医療逼迫’はつまりが、‘入院ベット待ち患者の増加’ ‘医療人材の不足と疲弊’ ‘他疾患の医療難民の増加’です。在宅でベット待ち患者の重症化を回避することで入院必要患者様が減少し、病院・医療者の負担減少、他疾患難民の減少となります。おそらく大臣も周知のごとく、とは存じますが、現状在宅医が出来る治療では、追いつかないのです。多くの治療の選択肢が必要です。

‘抗体カクテル療法’の自宅使用が必要です。自宅療養という名の自宅放置は絶対に改善させなければなりません。国民皆保険で安心して医療が受けられる日本でこの現状です。

外来使用は可能になり、多くの命が救われることにはなりますが、自宅でも同様の重要があるのです。外来にいけない環境の方、お一人暮らしの方等々、自宅での治療で救われる命が多くあるのです。

在宅での‘抗体カクテル療法’のリスクも理解しております。

- ① 十分に医療技術の高い在宅医のみ使用
 - ② 副反応の十分な対応の確保(看護師,又は医師の自宅滞在による観察、24時間対応など)
 - ③ 使用については、希望者のみ使用し全面的に医師の責任のもととする
- など、限定的な適応が良いと思考いたします。

(国が推進されている在宅医療は、今こそフル稼働すべきです。在宅医療の技術も日々向上しております。平素、お看取り、癌末期の麻薬の投与、人工呼吸器管理、気管カニューレ・胃ろう等のチューブ交換、腹水ろ過濃縮再静注法等、現在の在宅現場では日常の医療になっておりますので、万一、昔の開業医の往診と勘違いされておられましたら認識をご刷新頂きたいと存じます)

現状奪回の大きな武器になると確信いたします。これは、全国の‘在宅医’の見解であり、要望です。充分なご高配と早いご決断を切望いたします。自宅死をこれ以上増やさない日本であって欲しいと存じます。一日でも一時間でも早い使用開始をお願い申し上げます。

以上、何卒何卒宜しくお願い申し上げます。

令和3年9月07日（火）

【照会先】
雇用環境・均等局
職業生活両立課：古瀬、安部
（代表電話）03(5253)1111

報道関係者 各位

小学校休業等に伴う保護者の休暇取得支援について ～小学校休業等対応助成金・支援金を再開します～

新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるをえない保護者の皆様を支援するため、今後、以下のとおり、「小学校休業等対応助成金・支援金」制度を再開するとともに、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の仕組みにより、労働者が直接申請することを可能とする予定です。詳細については、改めて公表いたします。

1. 「小学校休業等対応助成金・支援金」制度の再開

令和2年度に実施していた「小学校休業等対応助成金・支援金」制度を再開する予定です。

※令和3年8月1日以降12月31日までに取得した休暇を対象とする予定です。

※現在実施している「両立支援等助成金 育児休業等支援コース 新型コロナウイルス感染症対応特例」は、令和3年7月31日までに取得した休暇が対象となるものとする予定です。

<参考：令和2年度に実施していた小学校休業等対応助成金・支援金の概要>

●支給対象者

- ・子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた事業主
- ・子どもの世話をを行うことが必要となった保護者であって、委託を受けて個人で仕事をする者

●対象となる子ども

① 新型コロナウイルス感染症への対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等（※）に通う子ども

※ 小学校等：小学校、義務教育学校の前期課程、特別支援学校、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

② i) ～ iii) のいずれかに該当し、小学校等を休むことが必要な子ども

- i) 新型コロナウイルスに感染した子ども
- ii) 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども
- iii) 医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども

2. 「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」の再開

「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」を今後全国の都道府県労働局に設置し、労働者からの「（企業に）この助成金を利用してもらいたい」等のご相談内容に応じて、事業主への小学校休業等対応助成金の活用の働きかけを行う予定です。

3. 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の仕組みによる申請

昨年度と同様に、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の仕組みにより、労働者が直接申請できることとする対応も行う予定です。

※ 当該労働者を休業させたとする扱いに事業主が同意することが必要です。

※ 休業支援金・給付金は現在のところ11月末までの休業が対象ですが、今後の取扱いについては、雇用情勢等を踏まえて10月中にお示しする予定です。

【問い合わせ先】

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター

電話：0120-60-3999

受付時間：9：00～21：00（土日・祝日含む）

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の対象となる「休業」についてお知らせします。

休業支援金・給付金の対象となる休業は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、本来予定していた就労の日に労働者を休ませることをいいます。

休業支援金・給付金の支給に当たっては、**原則として、労使で共同して作成した支給要件確認書により確認します**。「支給要件確認書」において事業主が労働者を休業させた事実が確認できれば、労働契約書などの添付書類は不要です。

(注) 例えば、新型コロナウイルス感染症の影響により店舗が入居している**ショッピングセンター等の施設全体が休館して休業となった場合など**、外的な事業運営環境の変化に起因する場合であっても、**事業主が労働者を休業させたことに当たります**。

日々雇用、登録型派遣、いわゆるシフト制の労働者などについて

これらの方についても、休業前の就労の実態や、下記のケースなどを踏まえ、申請対象期間に事業主が休業させたことについて労使の認識が一致した上で支給要件確認書を作成していただければ、**休業支援金・給付金の対象となります**。

また、「**支給要件確認書**」において休業の事実が確認できない場合であっても、**以下のケースについては、休業支援金の対象となる休業として取り扱います**。

1 **労働条件通知書に「週〇日勤務」などの具体的な勤務日の記載がある、申請対象月のシフト表が出ているといった場合**であって、事業主に対して、その内容に誤りがないことが確認できるケース

2 休業開始月前の**給与明細等により、6か月以上の間、原則として月4日以上**の勤務がある**事実が確認可能で、かつ、事業主に対して、新型コロナウイルス感染症の影響がなければ申請対象月において同様の勤務を続けさせていた意向が確認できる**ケース（ただし、新型コロナウイルス感染症の影響以外に休業に至った事情がある場合はこの限りではありません。）

留意事項

- ・ 支給要件確認書の作成に事業主のご協力が得られない場合、その旨を支給要件確認書に記載の上、労働者から申請いただくことが可能です。その場合、都道府県労働局から事業主に対して、確認や協力依頼を行います。
- ・ 都道府県労働局から、事業主や申請者に関係書類の提出などを求める場合がありますので、ご協力をお願いします。

既に不支給の決定通知を受けている方へ

本来、休業支援金は一度支給決定または不支給決定を受けた申請対象月については、その決定を変更することはできません。

ただし、「休業の事実」や「雇用の事実」が確認されないとして既に不支給決定を受けている方であっても、本リーフレットに掲載のケースに該当する場合には、改めて申請していただくことが可能です。その場合は、申請書等の申請に必要な書類に加えて不支給決定通知書の写しも提出してください。

休業支援金・給付金支給要件確認書

・以下の項目について、記入または該当する方に☑チェックをしてお答えください。
 ・この確認書は、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金(以下、「支援金等」という。)における支給要件の確認事項です。

■労働者の方が記入してください

1	支援金等の対象として申請する期間(支給申請書「8」と同じ)	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
2	1の期間の休業は、病気など本人の事情ではない休業ですか。	<input type="checkbox"/> 1 はい <input type="checkbox"/> 2 いいえ								
3	1の期間において、雇用保険の求職者給付(基本手当等)や育児休業給付、介護休業給付を受給していませんか。	<input type="checkbox"/> 受給して いない <input type="checkbox"/> 2 受給して いる								
4	過去にこの支援金等を申請したことはありますか。	<input type="checkbox"/> 1 ない <input type="checkbox"/> 2 ある								
5	休業手当が支払われ、または3万円を超える見舞金が支払われた場合、原則2週間以内に申告することに同意しますか(申告先は事業所(拠点等)の所在地を管轄する労働局です)。	<input type="checkbox"/> 1 はい <input type="checkbox"/> 2 いいえ								
6	この確認書(2枚目)の支給要件のすべてに該当しますか。	<input type="checkbox"/> 1 はい <input type="checkbox"/> 2 いいえ								

上記記入内容に相違ありません。

労働者記入欄	確認日	令和	年	月	日	氏名
--------	-----	----	---	---	---	----

※未成年者(満20歳未満の方)や成年被後見人は保護者等の同意書が必要です。

■事業主の方が記入してください(※1、※2、※3については(2枚目)を参照)

1	申請を行う労働者を雇用している事業主は中小事業主ですか。※1	<input type="checkbox"/> 1 はい <input type="checkbox"/> 2 いいえ																				
2	申請を行う労働者の就労する拠点等に係る④雇用保険適用事業所番号および労働保険番号を記入してください。雇用保険の適用事業所でない場合には⑤労働保険番号のみ記入してください(事業所の実在を確認できない場合、支援金等のお支払いができません)。※2	④雇用保険 適用事業所 番号									⑤労働保険 番号											
3	(労働保険番号がない事業所のみ記入してください)暫定任意適用事業※3に該当しますか。	<input type="checkbox"/> 1 はい <input type="checkbox"/> 2 いいえ																				
4	申請を行う労働者を労働者記入欄 1の期間に雇用していましたか(委託、請負は雇用ではありません)。	<input type="checkbox"/> 1 はい <input type="checkbox"/> 2 いいえ																				
5	①申請を行う労働者は雇用保険被保険者ですか。	<input type="checkbox"/> 1 はい <input type="checkbox"/> 2 いいえ																				
6	②上記①で「はい」と回答された場合は、申請を行う労働者の雇用保険被保険者番号を記入してください。	雇用保険 被保険者 番号																				
7	雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金を受給していますか。または受給する予定はありますか。	<input type="checkbox"/> 1 いいえ <input type="checkbox"/> 2 はい																				
8	申請を行う労働者を労働者記入欄 1の期間中に就労等させた日※をすべてを「4時間以上就労等」、「4時間未満就労等」、「4時間未満就労等かつ休業時間あり」の別に具体的な日付を記入してください。就労等させた日がない場合は記入不要です。 ※「就労等させた日」は就労させた日および年次有給休暇、育児休業、介護休業、病気による欠勤等の労働者本人の事情による休暇・休業をいい、所定の休日はこれにあたりません。	<input type="checkbox"/> 1 はい <input type="checkbox"/> 2 いいえ																				
9	①労働者記入欄 1の期間の休業に対し、一部でも休業手当を支払っていませんか。または支払う予定はありませんか。	<input type="checkbox"/> 支払って いない (予定はない) <input type="checkbox"/> 2 支払って いる (予定がある)																				
9	②労働者記入欄 1の期間の休業に対し、一部でも見舞金を支払っていませんか。または支払う予定はありませんか。	<input type="checkbox"/> 支払って いない (予定はない) <input type="checkbox"/> 2 支払って いる (予定がある)																				
9	③上記①または②で休業手当または見舞金を支払っている、または支払う予定があったとした場合、金額および対象月を記入してください。	月分						円	月分						円	月分						円
10	過去にこの要件確認書に係る労働者について支援金等を申請したことはありますか。	<input type="checkbox"/> 1 ない <input type="checkbox"/> 2 ある																				

上記記入内容に相違ありません。

事業主記入欄	確認日	令和	年	月	日	事業所名
	住所	事業主名 (法人の場合は代表者 氏名を、個人の場合は 番号をあわせて記入)				
	TEL					

※この欄は拠点等の管理者ではなく、法人等の代表者等の記入欄です。本確認書における事業主記入欄について事業主からの協力が得られなかった場合は、事業主記入欄の事業主名欄に「事業主の協力を得られない」旨およびその背景となる事情(倒産、事業主と連絡がとれない等)を記入して提出願います。
 なお、当該ケースについては、拠点等の所在地を管轄する労働局より法律に基づき、当該事業所に連絡させていただきます。よって通常の審査よりお時間を要します。

立憲民主党様

小学校休業等対応助成金の復活と個人申請再開が決定発表されました。
ご尽力ありがとうございます。

私たちが最も心配な点は

- ①個人申請の際に、今年春と同じように大企業が除外されることだけは改善して頂きたいです
- ②保育園の登園自粛要請が自治体から出ている場合、昨年に引き続き制度の対象として下さい。
- ③本当の意味での、社会と企業に対する周知が必要です。弱い立場の労働者から求める事がむずかしく
企業への義務づけに近い形を望みます。

という点です。
どうぞ宜しくお願い致します。

小学校休業助成金の個人申請を求める親の会 沖田麻理子

公開ヒアリング拝見させて頂きました。

厚労省とのヒアリングの感想ですが
まずこれだけ迅速に小学校休業等対応助成金制度の復活と
その個人申請再開が実現となった事はとてもとても感謝しております。

その中でやはり、同じ働く保護者でありながら
大企業に勤めているだけで申請さえも叶わないという事は
どうしてもあってはならない事だと強く思います。
1年にわたり親の会で共に戦ってきた働くお母さん達がありました。
ボロボロに傷つきながら、仕事と育児をしながら
運動を一緒に続けてきた仲間達です。
今年の春、ようやく個人申請が決ったときに喜び合いました。
しかしそれはぬか喜びで、彼女たちは大企業にあたる職場に勤めていたことで
申請する権利すらも手にできなかったのです。
昨年からの運動の間に、何人もの仲間達が力尽きていきました。
最後の最後まで食らいついてのその結果は、あまりにも残酷すぎました。
これは、子ども達の権利の問題にも繋がっています。
親の働き先の区別で、その子ども達が受けられる筈の支援や福祉が
受けられなくなるということです。
大企業で会っても中小企業で会っても
制度を使ってくれないのは同じ状況です。
休業支援金の問題と同様に
大企業だからといって社員の福利厚生のために整えてくれる企業ばかりではないのです。
そして重要なのは、雇調金は企業の事情により従業員の仕事が減らされたり無くなっているため
に
企業側としても制度を使う意義が生まれますが
公教育の停止による小学校休業等対応助成金の問題は、企業に直接理由がないことなので
尚更使いたがらない職場があることも考慮されるべきと思います。
再び彼女たちや、大企業に勤めるお母さん達に取り残されないための方法を
政府にも厚労省にも私たちと一緒に考えて頂きたいです。
沖田麻理子

「抗体カクテル療法」東京都内で7割強が症状改善 陽性判明直後に投与へ仕組み整備

2021年9月4日 20時34分



抗体カクテル療法で使われる薬剤

東京都内の医療機関で、主に新型コロナウイルスに感染した軽症者向けの「抗体カクテル療法」を行った1032人のうち約75%の患者の症状が改善したことが都のまとめで分かった。抗体カクテル療法は発症から7日以内に行うと効果が高いとされ、都は重症化リスクがある患者の陽性判明後にすぐに投与できる仕組みを整備する。

【関連記事】[東京のコロナ第5波急拡大、楽観があったのでは…小池知事「できることやってきた」と反論](#)

8月上旬から9月3日にかけて抗体カクテル療法を行った都内147の医療機関に対し、都が聞き取りをして報告をまとめた。1032人の患者のうち約75%にあたる771人が、熱が下がったり、酸素投与が必要なくなったりし、退院できた人もいた。残る261人（約25%）は発熱などの症状はそのままだったが、重症化したケースはなかったとみられ、死亡者はいなかった。

1032人のうち都立・公社病院で治療した102人中、症状が軽快した約8割の年齢層も調べた。40～50代が約51%と最多で、60代以上は約34%、20～30代は約15%だった。

都は都民の城（渋谷区）に設けている酸素ステーションと、月内に開設する築地市場跡地（中央区）、味の素スタジアム内調布庁舎（調布市）の両酸素ステーションの3カ所で抗体カクテル療法を実施する方針。

発熱症状のある人から相談を受けたかかりつけ医や都の発熱相談センターが検査と投与の両方を実施できる医療機関を紹介する体制を整える。基礎疾患などの重症化リスクのある感染者に、ただちに抗体カクテル療法を行えるようにする。

そのほか、都の入院調整本部が感染者情報の共有システムから抗体カクテル療法が有効になりうる対象者を抽出し、本人が希望すれば療法を行える医療機関につなげるようにもする。

小池百合子知事は「重症化で逼迫する医療提供体制の負荷軽減につなげる。早期の回復・軽快が可能になる」としている。（小倉貞俊）

抗体カクテル療法 「カシリビマブ」と「イムデビマブ」という薬剤を混ぜ、点滴で1回投与する治療法。軽症・中等症患者のうち、50歳以上や基礎疾患があるなど重症化リスクの高い人が対象。海外の臨床試験では入院や死亡リスクを7割減らす効果があった。厚生労働省は今年、これまで入院患者に限っていた投与について、宿泊療養者と外来患者も対象として認めた。

重症化と死亡のリスク7割減「抗体カクテル療法」 医療崩壊防ぐ"切り札"となるか…今後の課題は供給量

uhb 北海道文化放送

2021年9月4日 土曜 午前11:00

緊急事態宣言下の北海道。医療ひっ迫への懸念が高まる中、新たな治療法「抗体カクテル療法」が注目を浴びています。特定措置区域に指定されている旭川市では大きな成果が出ています。

旭川市保健所 浅利 豪 部長：「過去最悪の状況。正直まだピークが見えない」

旭川赤十字病院 牧野 憲一 院長：「今は市内のどこにいても感染のリスクがある」

旭川市では8月中旬から感染が急拡大し、8月25日には過去最多となる83人の新規感染者が確認されました。

医療ひっ迫への懸念が高まっていますが、期待されているのが「抗体カクテル療法」です。

抗体カクテル療法は患者の重症化と医療崩壊を防ぐ切り札となるのでしょうか？

新型コロナウイルス感染者を受け入れている旭川赤十字病院です。8月31日現在、26床中14床が埋まっていて、使用率は53.8%。日ごと使用率が上昇しています。

旭川赤十字病院 牧野 憲一 院長：「8月の初めぐらいから、明らかに感染者が増えてきた。それがお盆になって倍以上に跳ね上がった。それに伴い、病床使用率も徐々に上がってきている」

医療ひっ迫の足音が、すぐそこまで迫っています。

そこで切り札として期待されているのが抗体カクテル療法です。「カシリピマブ」と「イムデピマブ」という2つの薬剤を混ぜ点滴で投与します。

新型コロナウイルスは体内の細胞と結合し、細胞内に侵入して増殖します。抗体カクテル療法は2種類の抗体がウイルスと結合し、細胞への侵入を阻止するのです。

中田 和樹 記者：「旭川市に5つある基幹病院のひとつ、市立旭川病院です。こちらでは7月下旬から、抗体カクテル療法を使用した治療を行っています」

市立旭川病院では7月29日から抗体カクテル療法を行い、1か月間で42件の治療例があります。軽症や中等症で50歳以上や基礎疾患があるなど、重症化リスクの高い人が対象です。

発症から7日以内の投与が効果的とされ、海外の臨床試験では入院や死亡のリスクを7割減らす効果があったとされています。

市立旭川病院 柿木 康孝 医師：「68.2%の人に、2～3日で熱が下がるという効果が得られている」

原則として入院患者が対象の抗体カクテル療法ですが、点滴で1回の投与で済むことから自宅療養者などの外来患者の治療にも期待が寄せられています。

市立旭川病院 柿木 康孝 医師：「30～40分ぐらいで点滴は終わる。副反応を経過観察した後に戻るといったシステムが構築できれば、一定の重症患者は減らせると思う。普通の薬のように使えればと思っている」

現在、市立旭川病院では発注した翌日には薬剤が届いていますが、今後、供給量が課題となりそうです。

広く外来患者への使用が認められ、全国での需要が増えれば今まで通りの供給が見込めないことも考えられます。

重症化と医療崩壊を防ぐため体制の整備が必要です。

ニュースを検索

NEWS WEB ニュース

新着 社会 気象・災害 科学・文化 政治 ビジネス 国際 スポーツ 暮らし 地域

天気 動画 News Up 特集
スペシャルコンテンツ NEWS WEB EASY

検索

注目ワード [新型コロナウイルス 国内感染者数](#) [新型コロナウイルス \(日本国内\)](#) [新型コロナウイルス](#) [事故](#) [もっと見る](#)

[オリンピック・パリンピック](#) [2021自民総裁選](#) [アフガニスタン](#)

JUST IN 徳島 海陽町 犬鳴川 日比保観測所で「冠層危険水位」超える

コロナ家族感染



コロナ家族感染 “子を残し親が亡くなる” 相次ぐ親の重症化

2021年9月2日 18時52分 [新型コロナウイルス](#)

感染力が強い「デルタ株」が主流となる新型コロナウイルスの第5波では、子育て中の家庭で感染が広がり、親が重症化するケースが相次いでいます。首都圏にある大学病院では、子どもとともに感染し、重症化した夫婦に対して懸命な治療が続けられたものの、50代の夫が子を残して亡くなる事態が起きました。

8月下旬 **死亡**
夫(50代)
基礎疾患あり・ワクチン未接種

感染

妻(40代)
基礎疾患あり・ワクチン未接種

集中治療室

感染

親族宅

子ども(10代)

8月中旬 **感染**

川崎市にある、埼玉医科大学総合医療センターでは、重症患者の治療を続けていて、第5波では、40代や50代の世代が重症化するケースが相次いでいます。

31日、集中治療室では、40代の女性に対し、懸命な治療が続けられていました。

女性は、50代の夫と10代の子どもと暮らしていましたが、8月中旬に子どもが発熱し、新型コロナウイルスへの感染が確認され、女性や夫も次々に感染が判明しました。

最初は症状が軽く、自宅で療養していましたが、呼吸の苦しさがみられるようになり、感染確認後、およそ1週間入院しました。



しかし、このとき、すでに重症に近い状態で、2日後には人工呼吸器が必要になり、今も予断を許さない状況が続いています。

また、50代の夫は肺炎が悪化し、懸命な治療が行われましたが、先週、子どもを残し、亡くなりました。

夫婦には糖尿病などの基礎疾患があり、まだワクチンは接種しておらず、子どもはワクチン接種済み親族が稱かっているということです。

ソーシャルランキング

この2時間のツイートが多い記事です



1

野党4党 衆院選で訴える共通政策 市民グループと連携へ



2

愛知 野外音楽フェス 総産益が補助金取り消し 感染対策不十分



3

東京五輪「御四 後押しされず」63% 東北3県被災地アンケート



4

テイルノサカリス襲撃前 新種の大型肉食魚 電が 気波など発表



5

立民 枝野代表 衆院選で政権獲得した場合の政策など公表

治療にあたった医師は、自宅療養で悪化する前に、「抗体カクテル療法」など、適切な治療を受けていれば、重症化を防げた可能性があるのではないかと指摘しています。



感染症科の岡秀昭教授は、「家族で感染が広がり、両親が重症化するケースが後を絶たない。お子さんのためになんとか助けたいとがんばるが、残念ながら亡くなってしまいうこともある。社会活動を営み、お子さんを持つ方が突然亡くなるのは、心を無にしてはいられない」と無念の思いを語りました。

その上で「家族全員が悪くなり、人工呼吸器をつける状態になる。こんなことが起きるのは災害であり、1つ終われば次の患者が来ているので切り替えないといけない。医療の戦場になっている」と厳しい現状を明らかにしていました。

残された子どもを預かる取り組みも



新型コロナウイルスの感染拡大で子育て中の若い世代が重症化し、入院するケースが相次ぐ中、東京・港区では残された子どもを預かる取り組みが進められています。

保護者が新型コロナウイルスに感染して入院するなどして、子どもの世話ができなくなった場合、港区では、残された子どもは▼親族で預かってもらうか、▼それが難しいケースでは保健所が保護先を調整します。

そして、▼児童相談所の委託を受けた医療機関で一時保護してもらい、▼去年4月末からは区が借り上げたホテルの部屋で子どもを預かる取り組みを進めています。

ホテルで預かる対象は、親族で預かり先がない18歳未満の子どもたちで、PCR検査で「陰性」が確認されていることが条件です。

ホテルには、区が委託する保育事業者の保育士が24時間常駐し、保育や入浴の介助、食事の提供などを行っています。

性別	年齢	受入期間
男	14	4月30日 ~
女	10	4月30日 ~
男	12	5月4日 ~
男	4	10月12日 ~
男	9	11月15日 ~
男	10	11月22日 ~

これまでに、4歳から15歳までの21人の子どもが利用していて、第5波が広がる今年度は、すでに昨年度を上回る世帯の対応にあたっているということです。

港区子ども家庭課の西川克介課長は「親や兄弟がみんな陽性になり、小さな子が1人だけ残されるというケースも見受けられる。保護者が入院が必要になった場合でも安心して治療に専念してもらえよう対応したい」と話しています。

注目のコンテンツ

都道府県別の感染者数データ 特設サイト 新型コロナウイルス